

# 創業制度のご案内(R3.8.2現在)



		制度名	窓口	特別な資格要件	保証限度	保証料 (通常 1.0%)	貸付利率(年)	保証期間 (据置期間)
<b>創業支援</b> <b>創業したい!</b> 創業計画策定のお手伝い【伴走支援】 ※創業計画書策定のお手伝いをいたします。 ☆県制度・市町制度創業前支援制度のご案内 <b>創業に向けての準備</b> 創業前の支援【伴走支援】 ※創業に向けてより具体的にご相談をお受けいたします。 ☆創業やお借入の際に必要な書類等のご案内 <b>創業スタート</b> 創業時の支援 創業後の支援 ☆創業に関するご相談をお受けいたします。 創業制度をご利用頂いたお客様を対象に、創業後の課題やお悩みの解決のために、職員が訪問し相談をお受けします。 ☆ご希望のお客様に課題解決に向けて専門家の派遣をいたします。 ☆創業開始より5年未満で法人成された場合も創業制度の利用が可能です。 <b>創業5年目</b> ※創業5年目以降も引き続き経営のご支援をいたします。	創業へのイメージをカタチに！ お手伝いします。	創業関連	協会	基本的な資格要件をクリアされた方 (商工会で受付された方は保証料引下げを受けることが可能)	3,500万円	1.0% (商工会 0.7%)	金融機関所定	10年 (1年)
		創業支援	県 地域産業課 0742-27-8807	基本的な資格要件をクリアされた方 (商工会で受付された方は保証料引下げを受けることが可能)	3,500万円	0.8% (商工会 0.5%)	1.575%	7年 (1年)
		離職者等起業促進支援	県 地域産業課 0742-27-8807	申込時点において遡ること5年以内に離職した方 または満60歳以上の方	3,500万円	0.0%	1.575%	7年 (1年)
		認定特定創業支援	県 地域産業課 0742-27-8807	認定創業支援事業による支援を受けた 証明書(市町村長)の交付を受けた方	3,500万円	0.0%	1.575%	7年 (1年)
		認定枠	県 地域産業課 0742-27-8807	優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方※1	1,500万円	0.0%	0.0%	7年 (1年)
		奈良の木利用枠	県 奈良の木ブランド課 0742-27-7470	奈良県産材を内外装の一定量以上使用するとして 優れた事業計画を有するとして知事の認定を受けた方※1	1,500万円	0.0%	0.0%	7年 (1年)
		南部・東部枠	県 地域産業課 0742-27-8807	五條市、吉野郡、御所市、高市郡、宇陀市、山辺郡、宇陀郡で 創業予定又は既に事業を営んでおり、知事の認定を受けた方※1	1,500万円	0.0%	0.0%	7年 (1年)
		女性・若者・シニア UIJターン創業支援	県 地域産業課 0742-27-8807	知事の認定を受けた方※1 女性、35歳未満、55歳以上、UIJターン該当	1,500万円	0.0%	0.0%	7年 (1年)
		飲食店認定枠	県 産業振興総合センター 0742-31-9084	魅力ある飲食店を創業しようとして知事の認定を受けた方※1	1,500万円	0.0%	0.0%	7年 (1年)
		宿泊施設認定枠	県 企業立地推進課 0742-27-8872	宿泊施設を創業しようとして知事の認定を受けた方※1	1,500万円	0.0%	0.0%	7年 (1年)
<b>創業制度利用可能</b>	女性創業支援チーム 陽〜kirari〜にもご相談ください。	<b>奈良県制度・創業支援資金</b>						
		奈良市創業	市 産業政策課 0742-34-4741	市内に居住、市内に事業所(創業後5年未満)または 事業を行う具体的な計画を有する	1,000万円	0.3%	1.00%以下	運転:4年(6か月) 設備・運設:5年(6か月)
		生駒市創業	市 商工観光課 0743-74-1111	市内に居住(事業所)している、または市内で事業を営む 具体的な計画を有している、または創業後6ヶ月以内	1,000万円	0.5%	1.175%	500万円以下:4年(6か月) 500万円超 :7年(6か月)
		香芝市創業	市 商工振興課 0745-44-3312	市内に住所(事業所)を有する、 または市内で新たに事業を営む具体的な計画を有する	1,000万円	0.3%	1.175%	7年 (6か月)
		大和高田市創業	市 商工振興課 0745-22-1101	市が定めたセミナーを受講した市内で創業1年未満 もしくはセミナー受講のみなし創業者、市税を滞納していない	1,000万円	0.0%	最大1%補助	運転:5年(6か月) 設備・運設:7年(6か月)
		橿原市創業	市 地域振興課 0744-21-1117	市内で事業を行う具体的な計画を有している個人・ 法人(個人は市内に住所を有する)、市税を完納	1,000万円	0.0%	1.175%	7年 (6か月)
		桜井市創業	市 商工振興課 0744-48-3111	市内に住所(事業所)、もしくは市内で新たに事業を営む計画、 もしくは事業開始後6ヶ月を経過していない	1,000万円	0.3%	1.175%	7年 (6か月)
		葛城市創業	市 商工観光課 0745-44-5111	市内に居住(事業所)している、新たに事業を開始または 開始後1年未満、市税の滞納がない	1,000万円	0.3%	1.175%	5年 (6か月)
田原本町創業	町 地域産業推進課 0744-34-2080	町内に居住(事業所)している、新たに事業を開始または 開始後1年未満、町税の滞納がない	1,000万円	0.0%	1.175%	5年 (6か月)		
<b>市町村制度</b>		<b>市町村制度</b>						
<b>基本的な資格要件</b> <b>【新しく事業を創業する計画の方】</b> ①事業を営んでいない個人で、1ヶ月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2ヶ月以内に会社を設立する方 ③分社化を計画する会社 <b>【創業から5年までの方】</b> ①事業を営んでいない個人が、事業を開始して5年未満の方 ②事業を営んでいない個人が、設立した会社で、設立後5年未満の会社 ③設立後5年未満の分社化された会社 ④①の方が設立した会社 ※1 制度要件により、創業から1年までの方のみ対象となる条件があります。 ・市制度の詳細な資格要件についてはお問合せください。		本店 創業支援課 ☎0742-33-0552 最新情報はこちらから HPのQRコードです						